

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：32102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885072

研究課題名(和文) 情報提供義務違反に対する救済と契約解釈の接合に関する一考察

研究課題名(英文) A study of the connection between the remedy against the violation of the information duty and the interpretation of the contract.

研究代表者

大塚 哲也 (OTSUKA, TETSUYA)

流通経済大学・法学部・講師

研究者番号：10734246

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、欧州の議論を参照しながら、契約締結過程での情報提供義務違反によって相手方に生じた信頼を契約内容へと取り込むという新たな解釈論を展開するための基礎的検討を行うものである。この研究においては、同様の解釈論が展開されているフランスの議論状況が注目に値するものであるが、これを分析することにより、フランスでは不法行為法が非常に柔軟に利用されており、これを通して情報提供義務違反の被害者に対して柔軟な救済が認められていることを明らかにすることができた。このため、今後の研究では、この不法行為法の柔軟な活用が契約法の解釈論へとどのように結びついていくのかをさらに探求することが必要であると考えられる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to carry out basic research to discuss a new interpretation that the confidence of the party to a contract resulting from the violation of the information duty of the other party in the process of concluding the contract should be included in the content of the contract, referring to similar discussion in Europe. In this study, it is crucial to analyze how that issue is discussed in France where the similar interpretation is presented. The analysis made it clear that tort law is interpreted in a very flexible manner in France and as a result it is allowed to provide the flexible remedy to the victim affected by the violation of the information duty. Therefore, in the future it would be necessary to further consider how flexible use of tort law would influence the interpretation of contract law.

研究分野：契約法

キーワード：契約締結上の過失 情報提供義務 説明義務 契約解釈 不法行為

1. 研究開始当初の背景

(1) 現在、世界経済のグローバル化および19世紀に構築された近代的な法制度の刷新の必要性を背景として、契約に関する法的ルールについて、世界各国において大規模な改正作業が行われている。とりわけ、フランスやドイツといったヨーロッパの各国では、欧州連合における私法調和の動きとも連動し、今世紀に入ってから民法ないし契約法の改正の作業が本格している。このような世界的な動向を受けて、わが国においても、制定後100年を経過しその老朽化が指摘されて久しい民法(債権法)の改正作業が行われるに至っている。

(2) このような状況を考慮すると、契約法の改正作業をどのように進めるべきであるのか、また、改正後の契約法の内容をどのように理解すべきか、さらには、そもそも契約という法制度をどのように理解するかといった問題に答えることが、民法学に課せられた重大な使命であると考えられる。

もっとも、契約という法制度をどのように理解するかという問題を巡っては、これが他の様々な法制度と関連しあうものであるために、様々なアプローチの仕方が考えられる。しかし、契約に関連する様々な法制度は契約を締結した当事者の利益を保護するために作り出されたものであると考えられるならば、当事者が締結した「契約」を中心としてこれらの制度全体を整理すべきであるように思われる。

(3) 以上のように考えるのであれば、現在のこのような契約法の改正が現実の問題として取り上げられている時代において、あるべき契約法の形を構想するにあたっては、契約法に関する様々な制度の中心に置かれるべき「契約」の内容をどのようなものとして把握すべきか、また、「契約」の内容をどのようにして確定すべきであるのかが重要な課題として浮かび上がることになる。

この問題は、従来「契約解釈」の問題として議論がされてきたものであり、従来のわが国の契約解釈論においては、これを契約締結時の意思表示を基礎として、表示の客観的な意味を基礎に解釈を行うか、表示に対して当事者が付与した意味を基礎にして解釈を行うかを中心に議論が行われていたところである。しかし、契約を締結する場面では当事者によってさまざまな交渉などが行われるのが通常であり、そこに現れる当事者の多様な利益状況に適切に配慮するためには、従来の契約締結時の意思表示のみを対象とした契約解釈では不十分であったように思われる。

このことから、わが国の契約法の解釈論においては、契約法上の諸制度の中心に位置する契約内容の確定に当たり、契約の前後を通じて現れる当事者の多様な利益状況を考慮

することのできる契約解釈の枠組みを構築することが必要であると考えられる。そして、本研究もこのような背景的な問題意識に支えられるものである。

2. 研究の目的

(1) 契約締結の前後を通じて生じる当事者の多様な利益状況をどのように考慮するかをめぐっては、従来、契約締結上の過失という枠組みでの議論が展開されてきた。もっとも、この契約締結上の過失と呼ばれる問題領域には、様々な問題が含まれており、これを統一的に理解するのは困難であると指摘されている。そこで、本研究においては、従来契約締結上の過失の問題として扱われてきた諸問題の中から、契約締結過程における情報提供義務違反の問題に焦点を当てることとし、これと契約内容の確定の問題との関係について検討を加えることとした。なぜなら、契約締結過程において一方当事者による情報提供義務違反が認められる場合には、その相手方は、契約内容について一定の信頼を抱くに至っているものと考えられるのであり、契約の内容を確定するにあたって、このような相手方の信頼を考慮することの可否が問題となるものと思われるからである。

(2) ところで、わが国の契約法解釈学においては、従来、契約締結過程における情報提供義務違反に対する救済の問題と、契約解釈の方法に関する問題は切り離されて検討がなされていた。そして、契約締結過程において一方当事者の情報提供義務違反があった場合には、相手方に対して契約からの(場合によっては部分的な)解放という形での救済が認められるとするのが、わが国での一般的な理解であったといえる(契約解釈論と情報提供義務論の断絶)。

(3) しかし、契約締結過程における情報提供義務違反により、相手方に契約内容に関する一定の信頼が生じている場合には、当該信頼の内容を契約内容へと反映させることにより、当該信頼の内容通りの給付を相手方に与えることが最も効果的な救済であるように考えられる。その意味で、契約締結の前後を通じて現れる当事者の利益状況を適切に把握して契約内容を確定するためには、情報提供義務違反に対する救済の問題を契約解釈論と接合させて理解することが必要であると考えられるのである。

そして、実際にこのような考え方は、欧州における契約法の議論や私法調和のための議論においても提案されるに至っているものである。そうであるならば、情報提供義務論と契約解釈論の接合について検討するにあたっては、これらの欧州における議論をも参考にすることが必要であるといえるだろう。

(4) 以上のことから、本研究においては、契約締結過程における情報提供義務違反に対する救済の問題と、契約解釈の問題とをどのように結び付けて理解することができるのか、また、そのような理解を可能にするためには契約という法制度をどのようなものとして理解すればよいのかについて、欧州における近時の議論を参照しながら検討を行うこととした。

3. 研究の方法

(1) 本研究を実施するにあたっては、フランスにおける学説上の議論に焦点を当てることとした。これは、契約締結過程における情報提供義務違反によって相手方に生じた信頼を契約内容に取り込もうとする議論がフランスにおいては実際に展開されており、このような議論の背景となっている基礎的な法制度の理解を分析することが、契約解釈に関する新たな解釈論を展開するにあたって重要であると考えられるからである。

なお、フランスにおける議論の分析に当たっては、本研究においては特に不法行為法に関する議論に焦点を当てて分析を行うこととした。これは、フランスにおける契約法、とりわけ契約締結過程上の過失に関する理論の発展においては、不法行為法に関する議論が大きく寄与しているものと考えられるためである。

(2) なお、本研究の実施に当たっては、フランスにおける裁判例の分析も併せて行うこととした。これは、フランスにおける法解釈論の発展の多くが、裁判例の分析を通じてなされてきたものであることに加え、情報提供義務違反に対する救済として相手方の信頼の契約内容への取り込みを認めるという解釈論も裁判例の分析の過程で提唱されるに至っているものであることによるものである。

4. 研究成果

本研究の成果として、情報提供義務違反に対する救済と契約解釈の問題とを接合させて理解する見解が主張されているフランスにおける議論状況として以下の点を明らかにすることができた。

(1) 第一に、情報提供義務違反に対する救済と契約解釈論を結びつけるという解釈論の形成において、不法行為法が果たす機能という観点からは次の点が明らかとなった。

すなわち、フランスにおける不法行為法においては、ドイツ法と異なり、不法行為の要件・効果に関する一般規定が置かれているという点で、わが国の民法の構造と非常に類似しているものの、そこには完全賠償の減速が採用されていること、金銭賠償ではなく現物賠償が原則とされていること、および被害者の救済のみならず加害者に対する制裁とい

う観点が重視されていることなどといった際が存在しているということである。

このうち、フランス法における議論において加害者に対する制裁という観点が重視されていることは、本研究の課題である契約締結過程における情報提供義務違反に対する制裁のあり方との関係で特に重要である。なぜなら、フランスにおいて、情報提供義務違反に対する制裁として被害者の信頼の契約内容への取り込みという救済が主張される場合、その根拠として、このような救済が加害者に対する制裁として適切なものであるという点が指摘されることが多いからである。

したがって、この点との関係では、フランスにおける不法行為法の機能として加害者に対する制裁の観点が重視されていることの意義についてさらに検討を進めていくことが必要なものであると考えている。

(2) 第二に、フランスにおける契約締結過程での情報提供義務違反に対する制裁としての損害賠償のあり方という観点からは、次の点を明らかにすることができた。

すなわち、フランスにおける情報提供義務違反に対する制裁につき、相手方の信頼に基づく契約の成立を前提とした損害賠償だけでなく、より一般的に損害賠償の内容に着目して検討した場合、フランスでは、情報提供義務の違反は機会の喪失と呼ばれる損害を生じさせることがあるとされ、この「機会の喪失」概念について多くの議論がなされていることが明らかになった。とりわけ、そこでは機会の喪失と危険への暴露の概念が対比されており、情報提供義務違反が機会の喪失を生じさせる場合には割合的な損害賠償の実が認められる反面、情報提供義務違反が危険への暴露を生じさせる場合には、その危険の現実化を前提として、被害者に生じた全損害の賠償が認められるべきであると論じられていることが明らかになった。

(3) 第三に、以上のようなフランスにおける情報提供義務論の検討を通じて、フランスでの議論の次のような特色を明らかにすることができた。

すなわち、フランスでの情報提供義務論は、その違反に対する制裁という側面から見たときに、契約解釈論はもちろんのこと、不法行為に関する損害論や因果関係論など、多様な法制度ないし法理論を横断する形で議論がなされており、そこにおいては、それらの法制度ないし法理論の相互関係について強い関心が寄せられていることが明らかになった。

このことから、今後の研究においては、情報提供義務を中心としながら、契約解釈や損害賠償などといった多様な法制度をいかに調和させていくべきかについて、各制度の原理的側面および機能的側面の双方に配慮し

ながらさらなる検討を進めていくことが必要になるものと考えている。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

本研究の結果として得られた成果については、今後、論文の形で公表していくことを予定している。

6．研究組織

(1)研究代表者

大塚 哲也（OTSUKA, Tetsuya）

流通経済大学・法学部・講師

研究者番号：10734246

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし